

原発避難先 300世帯水害

二重被災の支援課題

台風19号などによる一連の水害で、東京電力福島第1原発事故の避難者のうち、少なくとも315世帯が避難先で浸水などの被害を受けたことが9日分かった。事故前に住んでいた各自治体の調査を共同通信が集計し「二重被災」の実態が判明した。一方、福島県や避難先の居住自治体は詳しい状況を把握できていない。事故から8年半余りが過ぎ、生活再建に取り組む原発避難者は「また被災するなんて」と落胆している。今後の支援や心身のケアが課題となる。

福島県によると、原発事故による県内の避難者は10

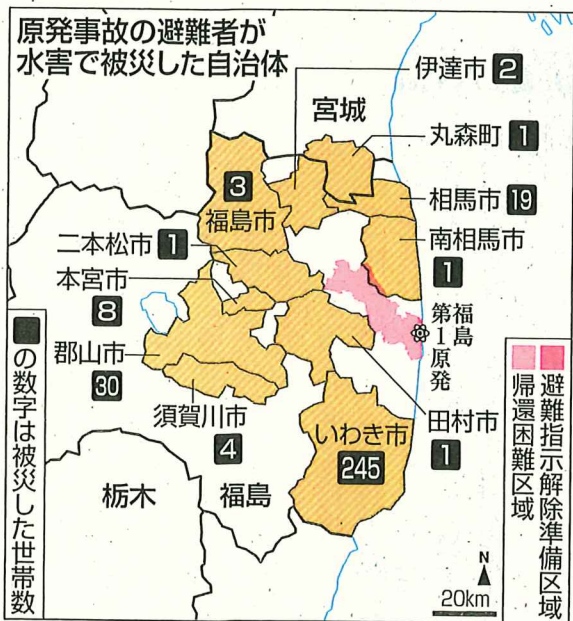
台風 19号

月末時点で約1万人。今回の水害で甚大な被害が出たいわき市や郡山市などで多い。避難先の自治体は被災者が原発避難者かどうかは特段確認しておらず、県も「具体的には把握できていない。避難先の自治体で対応してもらおう」としている。自治体によって見舞金の支

給などで差がつく可能性もあるという。

こうした状況の中、第1原発が立地し全町避難が続く双葉町や、今年4月に一部で避難指示が解除された

富岡町は避難先のいわき市や郡山市など108世帯で自宅の床上や床下浸水の被害を確認。浪江町では車の水没も含め84世帯、大熊町は宮城県丸森町の1世帯を含めた73世帯、双葉町は27世帯、葛尾村は3世帯が被災した。楢葉町は「少なくとも20世帯」が被災したとしている。飯館村は70歳以上で独居の避難者を調べたが被災情報はな



富岡町は避難先のいわき市や郡山市など108世帯で自宅の床上や床下浸水の被害を確認。浪江町では車の水没も含め84世帯、大熊町は宮城県丸森町の1世帯を含めた73世帯、双葉町は27世帯、葛尾村は3世帯が被災した。楢葉町は「少なくとも20世帯」が被災したとしている。飯館村は70歳以上で独居の避難者を調べたが被災情報はない。

原発避難者が水害に遭った自治体は、いわき市245世帯、郡山市30世帯、相馬市19世帯、本宮市8世帯、須賀川市4世帯など。

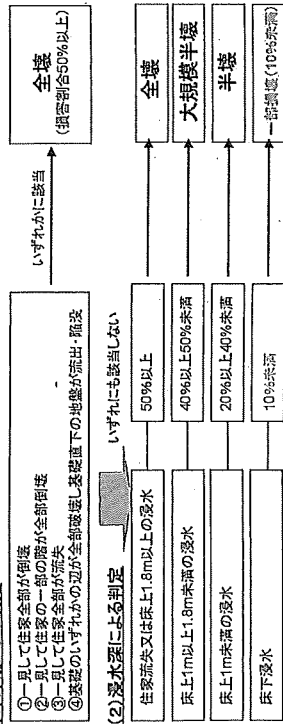
仮設住宅への入居などには被災証明書が必要で、原発避難者も避難先の自治体で受け取れる。見舞金については、被災自治体の多くが住民票がなくても支給対象とする一方、相馬市は条例で住民票があることを条件としており、対応を検討している。

双葉町の担当者は「避難中の町民に生活再建情報を伝え、安心につなげたい」と話している。

＜令和元年台風第19号被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

【第1次調査】 戸建ての1～2階建てで、津波、越流、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の状況が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合

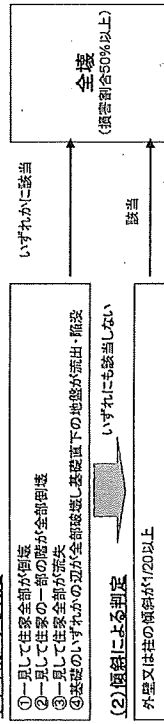
(1) 外観による判定



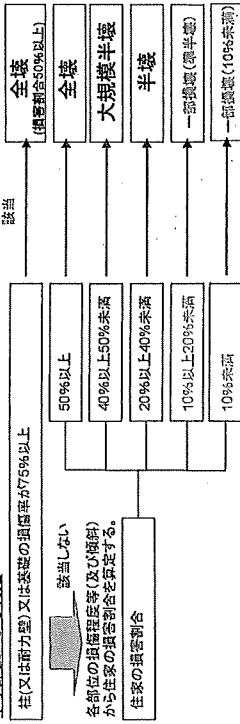
【第2次調査】

(*) 戸建ての1～2階建てでない場合や、外力による損傷がない場合は、第2次調査から開始する

(1) 外観による判定



(3) 部位による判定



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】
被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

各都道府県担当部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査について

住家の被害認定調査における第2次調査や再調査については、これまでも事務連絡や自治体向けの説明会等において、累次にわたり周知しているところですが、罹災証明書に記載される住家被害等の調査結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものであることに鑑み、このたび、改めて下記のとおりお知らせしますので、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

水害における浸水深や堆積の深さによる判定等の第1次調査は、あくまで簡易な判定方法であり、被災者は第2次調査や再調査の依頼をすることが可能である旨、被災住民に十分周知するよう改めてお願いいたします。

なお、「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月）においては、再調査の依頼が可能である旨をホームページで周知した事例、罹災証明書にその旨を追記し周知した事例等を掲載するとともに、罹災証明書に係る広報の方法や、再調査の実施に係る留意事項等をまとめております。

これらを参考として、被災住民に幅広く周知出来る方法をご検討の上、適切に周知をお願いいたします。

（参 考）「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月）
第5章 罹災証明書の交付と第2次調査・再調査の実施
(http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003saijai_tebiki_5.pdf)

全文

(http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/h3003saijai_tebiki_full.pdf)

問い合わせ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）付
原、佐藤
tel 03-3501-5696/fax 03-3501-6820
Mail tomohisa.hara.v2u@cao.go.jp
toshiki.sato.y8@cao.go.jp

* 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」（サッシ・ガラス・ドア）の損傷程度が50～100%（程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く）に該当する損傷をいう。

年間線量3300分の1

経産省試算 自然被ばくと比較

第一原発処理水の海洋放出

経産省は東京電力福島第一原発で発生し続ける放射性物質トリチウムを含んだ処理水を一年間で海洋に全量放出した場合、追加被ばく線量は一般の人の年間被ばく線量の約三分の一、約四万分の一にとまるとの試算結果をまとめた。大気放出の場合約十六百分の一、いずれの方法でも影響は十分に小さいとした。十八日に東京都で開かれた処理水の扱いを検討する政府小委員会の会合で示した。(二面に関連記事)

大気放出は1600分の1

経産省は放出施設トリチウムの推計八百六十兆ベクレルを他の核燃料を一年間で全量放出したと推計した。現在、東電福島第一原発のタンクに保管されている処理水約百七十七万トに含まれているト

一、百分の一になれば、影響も同様に小さくなる。国内での通常の生活で手巾線や食物から自然に被ばくする線量は年間二〇〇ベクレルとされている。経産省の試算が試算結果を説明し、一年間で全量放出する過大な前提で算出しても、人体への影響は少ないとして、委員からは「海流の速さや気象など環境条件によってばくばく量が増える可能性がある」と指摘された。委員からは「福島海浜の年間放出量に比べて内部被ばく量は、具体例がないと分かりにくい」との意見が出た。本県関係の委員は小

トリチウム水の処分方法 決定の流れ

- 小委員会が処分の方向性を政府に提言
- 政府が地元をはじめ幅広い関係者と調整
- 政府が処分方針を決定
- 東京電力が原子力規制委員会に処分に必要な設備の認可申請
- 原子力規制委が認可(処分方法決定)

政府 提言踏まえ方針決定

トリチウムを含んだ一四の通り。政府の上で処分方法の方向性を踏まえ、調整した。政府は提言を踏まえて地元関係者から意見を聞き、調整した上で処分方針を決定する。東電は政府の方針に基づき、必要な設備などの計画を原子力規制委員会に認可申請する。原子力規制委が認可し、処分方法を正式に決ま

合、推計約八百六十兆ベクレルのトリチウムを一年間で全量放出した場合、追加被ばく線量は一般の人の年間被ばく線量の約三分の一、約四万分の一にとまるとの試算結果をまとめた。大気放出の場合約十六百分の一、いずれの方法でも影響は十分に小さいとした。十八日に東京都で開かれた処理水の扱いを検討する政府小委員会の会合で示した。(二面に関連記事)

出典：福島民報 2019年11月19日付

福島第1処理水 海洋・大気放出の場合

トリチウム年最大106兆ベクレル減

東電試算 事故前管理目標上回る

福島のいま

東京電力は18日、福島第一原発で汚染水を多核種除去設備「ALPS(アルプス)」などで処理した水に、海洋放出などで処分した場合の年間トリチウム減少量が約7兆ベクレル減になると試算した。2019年1月1日から開始した20年間の管理目標は、20年間で約106兆ベクレル減を目指す。東電は、20年間の管理目標を上回る放出量を試算した。20年間の管理目標は、20年間で約106兆ベクレル減を目指す。東電は、20年間の管理目標を上回る放出量を試算した。

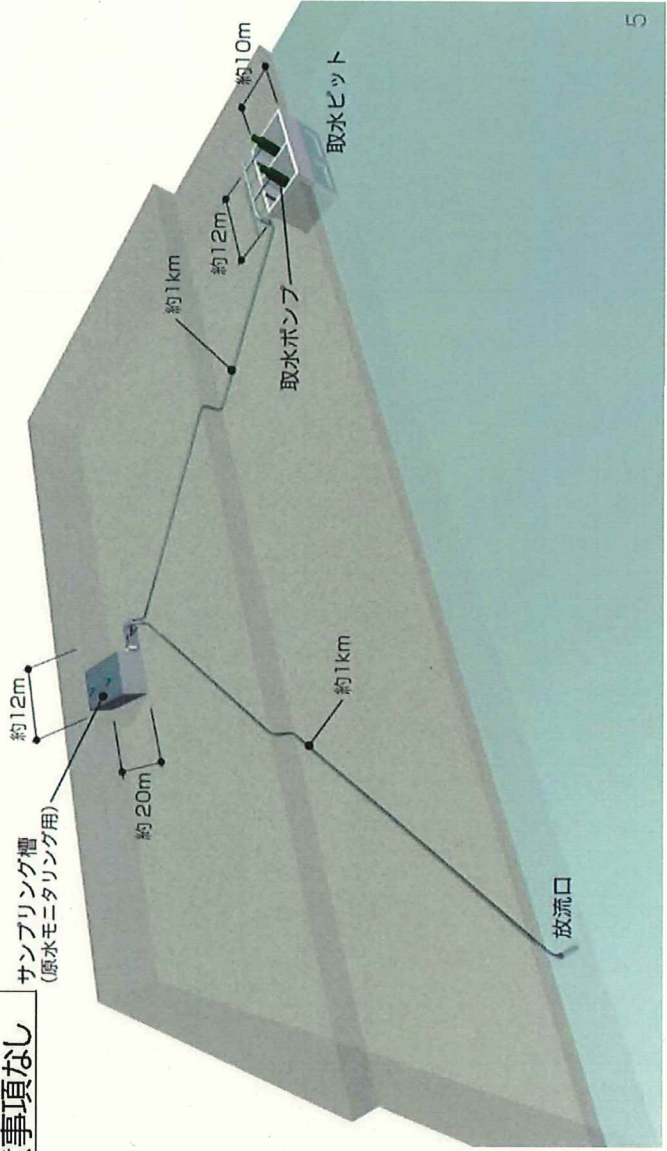
始めて二〇二一年まで、に終える例では年間約二十七兆ベクレル。期間が短いほど量は増える。トリチウムの放出量は、最も短期間で二〇二五年から二〇四〇年にかけて処分する一、二兆ベクレルを目標とする。二〇二一年に処分を終える想定をそれぞれまとめた。最も処分期間が長い二〇二〇年から処分を始める想定をそれぞれまとめた。

出典：河北新報 2019年11月19日付

トリチウム水タスクフォースの概要（海洋放出）

- ◇トリチウム水を希釈し、安全性を確保した上で海洋に放出する。
（希釈倍率により希釈する水の確保の方法が変わる可能性がある）

前処理	希釈
技術的課題	なし（事例あり）
規制的課題	なし
処分・解体期間 [月]	55~91
監視期間 [月]	処分期間中
処分費用 [億円]	17~34
規模（陸部面積） [m ²]	280
規模（海洋部面積） [m ²]	12~120
2次廃棄物、作業員被ばく等	特段の留意事項なし



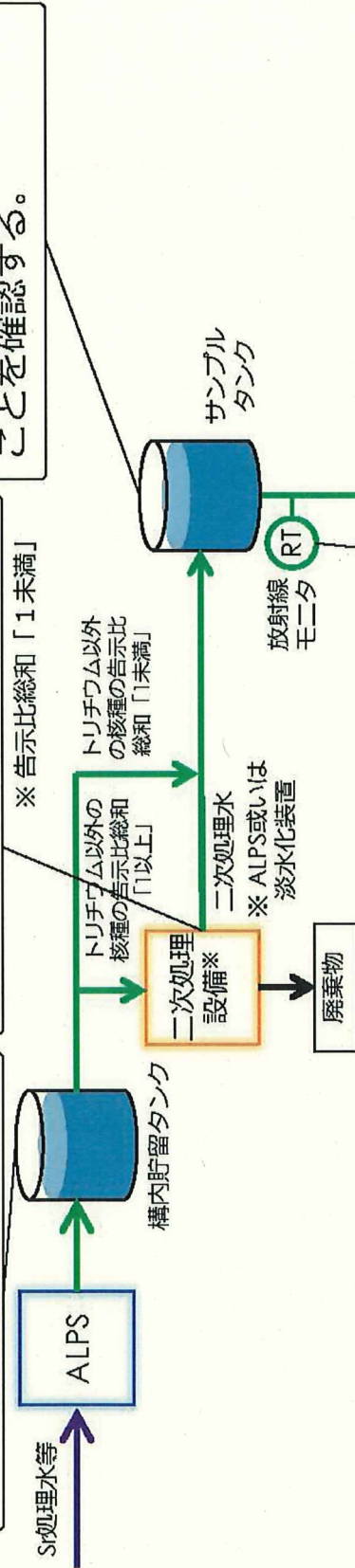
海洋放出設備と風評抑制に向けた取組



①構内貯留タンク
トリチウム濃度の低い水から順次放出し、高濃度の水は減衰を待つ。

②二次処理設備
トリチウム以外の核種は放出の際の規制基準を満たす（※）まで二次処理を行う。

③サンプルタンク
放出前に第三者分析を行い、トリチウム以外の核種が告示比総和1未満であることを確認する。



④希釈設備
法令を十分満足するよう、海水にて希釈する。

⑤緊急停止
放射線モニタで異常値を検出した場合または海水移送ポンプが停止した場合、緊急遮断弁を閉止し、放出を緊急停止する。

⑥海洋モニタリング
海水のモニタリングをこれまで以上に強化し、測定結果は速やかに公表する。

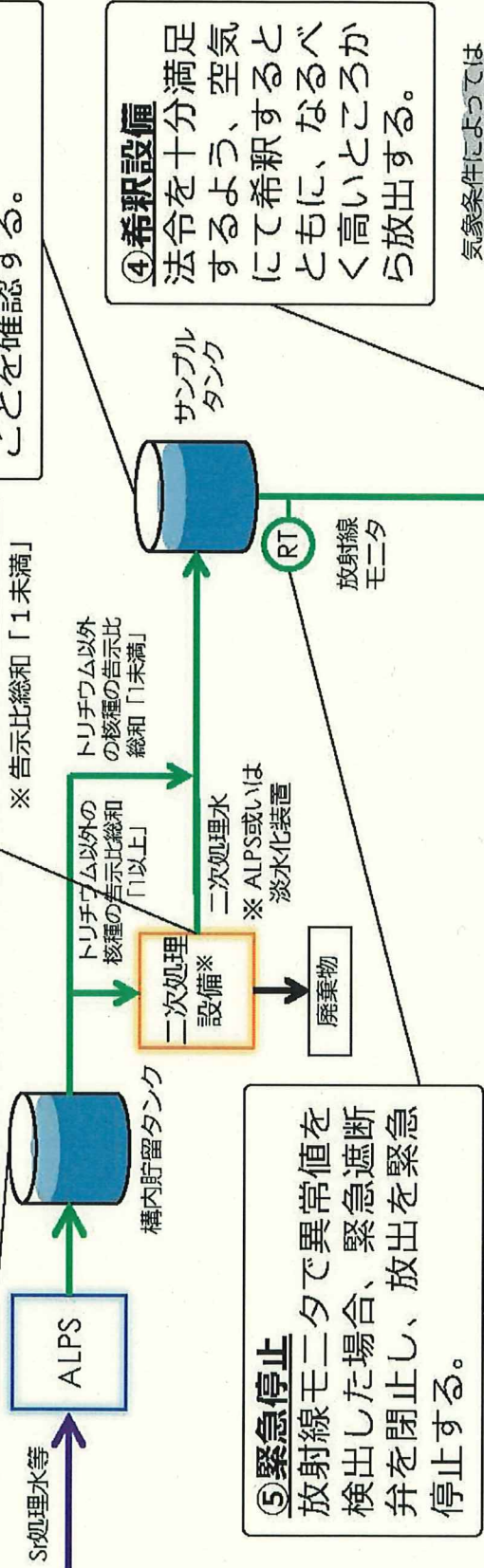
水蒸気放出設備と風評抑制に向けた取組



①構内貯留タンク
トリチウム濃度の低い水から順次放出し、高濃度の水は減衰を待つ。

②二次処理設備
トリチウム以外の核種は放出の際の規制基準を満たす（※）まで二次処理を行う。

③サンプルタンク
放出前に第三者分析を行い、トリチウム以外の核種が告示比総和1未満であることを確認する。



⑤緊急停止
放射線モニタで異常値を検出した場合、緊急遮断弁を閉止し、放出を緊急停止する。

④希釈設備
法令を十分満足するよう、空気にて希釈するとともに、なるべく高いところから放出する。

